別紙 14

鶴巻図書館　自動体外式除細動器 賃貸借契約

（契約の目的）

第１条　乙は、甲に対し本契約の条項に従って、自動体外式除細動器の賃貸を行うことを約し、甲は、当書記載の料金を乙に支払うことを約定するものとする。

（目的物）

第２条　乙が提供する自動体外式除細動器の仕様は、別紙仕様書の定めるとおりとする。

（賃貸借料）

第３条　自動体外式除細動器の賃貸借料は、　別に定める賃貸借料支払明細書のとおりとする。

（賃貸借料の請求及び支払い）

第４条　乙は、自動体外式除細動器の賃貸借料について、7 月、10 月、１月及び３月末日に請求を行うものとする。

２　甲は、前項により請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に賃貸借料を支払わなければならない。

３　甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の率とする。）を乗じて計算した額（100 円未満のは数があるとき又は 100 円未満であるときは、そのは数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

（自動体外式除細動器の保守）

第５条　甲は、自動体外式除細動器を使用したときは、直ちに日本光電東京株式会社（以下「丙」という。）に通知するものとする。丙は、甲より通知を受けたときは速やかに自動体外式除細動器及び付属品のうち必要なものを甲に送付するものとし、それらに係る費用は丙が負担するものとする。

２　丙は、甲が自動体外式除細動器を正常に使用できるよう保守の責に任じるものとする。

３　前項に係る費用は無償とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって修理又は調整の必要が生じたときは、それらに係る費用は別途甲が負担するものとする。

４　丙は、修理又は調整により甲が自動体外式除細動器を使用できないときは、代替の機器を甲に提供するものとする。

（保険）

第６条　自動体外式除細動器に対する動産総合保険の付保及びその保険料は、乙の負担とする。

（契約の変更）

第７条　甲は、必要があると認めた場合は、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更することができるものとする。

（契約の解除）

第８条　甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約に定める条項を履行しない場合は、文書をもって通告し、この契約を解除することができるものとする。

２　乙が前項の規程によって契約を解除したときは、契約違約金として契約金額の100 分の 10 に相当する金額を支払うものとし、甲が解除したときは、甲と乙との間で協議のうえ定めるものとする。

（協議）

第９条　この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、甲と乙との間で協議のうえ定めるものとする。

鶴巻図書館　自動体外式除細動器仕様書

1　　設置場所及び台数

施設名	所在地	電話番号	台数
鶴巻図書館	新宿区早稲田鶴巻町５２１	3208－2431	１台

2　　設置機種

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）の承認を受けたもので、以下の(1)～(4)の要件を満たすものとする。

(1)　構造

バッテリー方式で作動すること。

(2)　性能及び機能

ア　通電波形は、二相波形式であること。

イ　心電図を解析し、除細動の必要可否、操作手順等を音声で誘導する機能を有し、除細動が必要な場合には、自動的に通電エネルギーの充電を開始する機能があること。

ウ　心電図の解析に伴うボタン操作を必要としないもの。

エ　自己点検機能（電子回路、バッテリー容量等）を有し、点検が必要な場合における表示機能があること。

オ　音声メッセージは、日本語であること。

カ　バッテリーは、充電することなく使用できること。

キ　バッテリーの容量は、300 回以上の除細動ショックまたは 12 時間以上の動作が可能なものであること。

(3)　質量

4.0 ㎏以下（バッテリー1 個含む）であること。

(4)　付属品

本体に付属する装置等は、次のとおりとする。

ア　バッテリー　　　　　　１個

イ　電極パッド　　　　　　２組

ウ　レスキューセット（一方向弁付吸気吹込用具、かみそり、はさみ、手袋及び吸水性布タオル各１個入）　　１個

エ　表示ステッカー　　　　２枚

オ　収納ケース　　　　　　１個

カ　取扱説明書（日本語）　１部